

# 協同農業普及事業の実施に関する方針の概要（1次案）について

長野県

## 第1 普及指導活動の基本的な課題

本県の協同農業普及事業においては、直接、農業者に接し、「食料・農業・農村基本計画」に基づく施策の推進と「長野県食と農業・農村振興計画」の目標達成に向け、普及指導活動を展開する。

- 1 農業の担い手の確保・育成  
農家子弟、新規就農者の円滑な就農と技術・経営改善、女性農業者の経営参画・起業の支援
- 2 生産性・収益性の向上による農業者の所得確保  
需要に応じた農畜産物生産技術の普及、農業者、組織が主体となったマーケティングや産地づくり等の支援
- 3 環境と食の安全に配慮した持続可能な農業生産の推進  
I P M、G A Pの導入及び実施体制整備への支援、温暖化等気象変動に対応した対策の推進
- 4 地域農業の維持・発展に向けた仕組みづくり  
地域農業・農地維持に向けた仕組みづくりの啓発、野生鳥獣被害対策の導入と取り組み支援等

## 第2 普及指導員等の配置に関する事項

- 1 普及指導員等（資格未取得者を含む）の配置  
高度な知識・技術の普及、地域農業の抱える課題に的確に対応できる普及指導員等を配置
- 2 普及指導員の計画的な養成・確保

## 第3 普及指導員等の資質の向上に関する事項

- 1 農業技術の高度化、地域課題の解決等に関する技術や知識に加え、担い手育成に必要なコミュニケーション力、マーケティング、6次産業化、野生鳥獣被害対策等に関わる資質向上
- 2 研修実施要領に基づいた、集合研修やO J T等の実施

## 第4 普及指導活動の方法に関する事項

- 1 組織活動の充実と普及活動計画に基づいた効率的な普及活動の実施
- 2 普及指導活動における指導対象者や課題の重点化
- 3 計画的、組織的な調査研究活動の実施
- 4 試験研究機関や民間企業の専門家等、専門的な知識を有する者の活用や連携
- 5 普及活動の総合的な評価
- 6 農業研修教育の充実・強化

## 第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

- 1 各種行政施策活用による普及活動の効果的な展開
- 2 関係機関・団体との連携強化